

一宮町都市公園条例第10条別表

区分		単位	額
ガス、水道、電線等の 地下埋設物	外径70センチメートル以上のもの	1メートルにつき1年	990
	外径30センチメートル以上 70センチメートル未満のもの		490
	外径8センチメートル以上 30センチメートル未満のもの		240
	外径8センチメートル未満のもの		110
電柱類本柱支柱又は支線		1本につき1年	870
橋梁等		1平方メートルにつき1年	210